

プレスリリース

平成19年9月7日
農林水産省

牛ミンチ事案に係る牛挽肉等の追跡調査及び今後の対応について

[概要]

1. 追跡調査の結果

牛ミンチ事案については、6月22日～24日のミートホープ等へのJAS法の立入検査の結果を受け、農政事務所等が、ミートホープ社の商品の追跡調査等を行った。[別紙1]

(1) 調査の結果、牛挽肉については、

- ① 417トンの牛挽肉が約1万トンの商品として販売されていたこと
- ② このうちコロッケが大半を占めていたこと
- ③ 製造、販売、流通にかかわった業者は約300であったこと
- ④ JAS法上の品質表示義務対象である、一般消費者向け商品の表示責任者は19業者であること

このうち7業者については、表示と内容物に食い違い（商品の表示に「豚肉」が欠落）があることが確認された。

が判明した。

(2) これらの牛挽肉の商品については、回収・廃棄等の措置が講じられており、現在市場には流通していない。

2. 業者への措置

(1) ミートホープ社（本日13:00～ 北海道農政事務所で手交予定）

- ① ミートホープ社については、JAS法の品質表示義務対象である一般消費者向け商品が確認できなかったが、小売商品の不適正な表示を惹起させた点において、消費者の食品表示に対する信頼を損なうものであることから、厳重注意文書（消費・安全局長名）を発出する。[別紙2]
- ② また、同社が販売した牛肉の一部について、個体識別番号の表示・伝達が適正に行われていなかったことから、牛肉トレーサビリティ法に基づく勧告を行う。[別紙3]

(2) 一般消費者向け商品の表示責任者 [別紙4]

- ① 表示と内容物の食い違いが確認された7業者には、原材料の確認体制に万全を期すよう文書で指導（表示・規格課長、農政局消費・安全部長名）。
- [7業者のうち自主申告を行わなかった3業者については、あわせて改善報告を指示]
- ② ミートホープ社の牛挽肉は使用していたものの、表示と内容物の食い違いが確認されなかつた12業者については、原材料の確認を適切に行う旨の啓発文書（農政事務所長名）を発出。
- ③ ①②のうち3県域業者については、当該都道府県に農林水産省と連携をとつて対応するよう要請。

3. 今後の対応

(1) 業者間取引の表示のあり方

今回の牛ミンチ事案を受けて、食品の業者間取引をJAS法の品質表示義務対象にすることについて、「食品の業者間取引の表示のあり方検討会」において議論いただいており、10月末に取りまとめを行う。

(2) 消費者等への迅速な情報提供体制の構築 [別紙5]

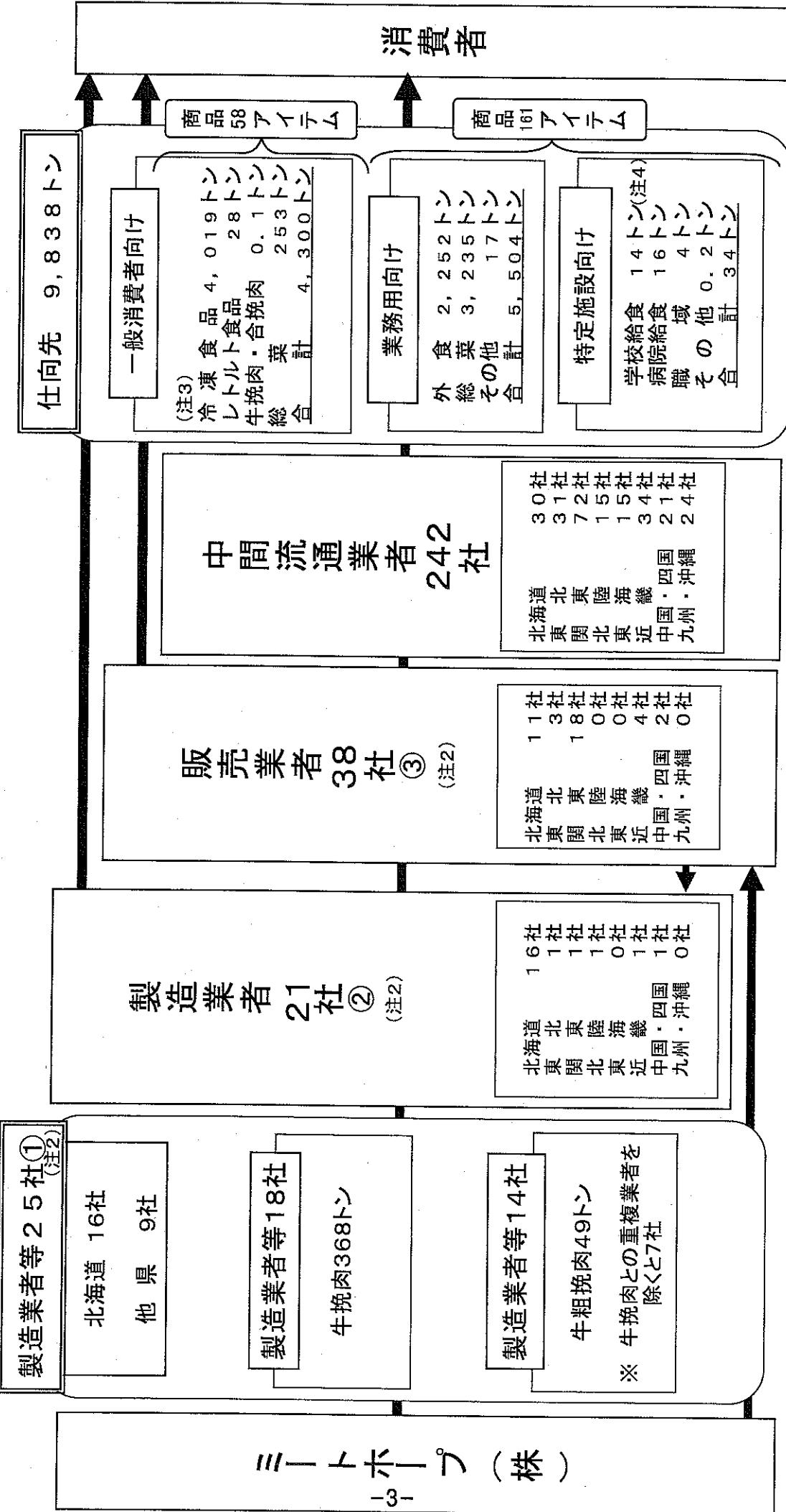
- ① 不適正な表示がなされた商品の所在を迅速に確認し、JAS法上の必要な調査等を行うため、製造業者等によるJAS法上の疑義案件に関する農林水産省等のJAS法担当部局への報告を徹底させる。[別紙6]
- ② 製造業者等からの疑義案件に関する情報については、農林水産省ホームページに掲載し、迅速な情報の提供を図る。[10月10日から実施]

問い合わせ先：消費・安全局表示・規格課
担当者：藤井、椎名、小塚、小倉
電話：03-3502-8111（内4486）
夜間直通：03-3502-7804

ミートホープ社への文書手交の問い合わせ先：北海道農政事務所農政推進課
担当者：綱澤、北川（清）
電話：011-642-5461（内310、311）
夜間直通：011-642-5410

ミートホーブ牛挽肉（注1）の流通経路

(注1) 平成18年7月1日～平成19年6月20日販売分



(注2) ①の25社は②及び③の59社の内数。

(注3) 冷凍食品の内訳：コロッケ、メンチ、ラザニア、肉じゃが、ミートフライ等
レトルト食品の内訳：カレー、ミートソース等

(注4) 学校給食は22道府県の合計。

(別紙2)

写

19消安第3372号
平成19年9月7日

ミートホープ株式会社
代表取締役 田中 稔 殿

農林水産省消費・安全局長

食肉の適正表示について（厳重注意）

貴社が製造した牛挽肉について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の13の規定により定められた加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に違反する疑義が生じたことから、平成19年6月22日から24日までの間、農林水産省が、貴社本社、本社工場及び汐見工場に立入検査を実施し、その後、貴社が販売した牛挽肉及び牛粗挽肉の追跡調査を実施した。

その結果、貴社は、牛挽肉に異種肉を混入させていたにもかかわらず牛挽肉として販売していたこと、また、牛脂に豚脂を混入させていたにもかかわらず牛脂として販売していたことのほか、他の挽肉等についても意図的に異種肉を混入し、国産牛スライス肉等の産地偽装を行い、さらに牛挽肉、牛脂及び冷凍食品の賞味期限の改ざんを行い販売していたことを確認した。

貴社の行為は、極めて遺憾な行為であり、貴社の牛挽肉等を原材料とした製品について品質表示基準違反を惹起させたことは、消費者の食品表示に対する信頼を著しく損なうものであることから、今後、このようなことを引き起こすことのないよう厳重に注意する。

プレスリリース

平成19年9月7日
農林水産省

ミートホープ株式会社における牛肉の個体識別番号の不適正表示等に対する措置について

◎概要

- 1 ミートホープ株式会社に対する立入検査を実施した結果、同社が販売した牛肉の一部に牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づく個体識別番号の適正な表示義務に違反しているもの及び帳簿の不備が確認されました。
- 2 このため、本日、ミートホープ株式会社に対して、法第18条第2項の規定に基づく勧告を行うとともに、帳簿の不備について改善するよう指導を行いました。

1 経過

- (1) 平成19年3月から6月にかけて、農林水産省北海道農政事務所がミートホープ株式会社（本社：北海道苫小牧市入船町三丁目3番23号、代表取締役：田中稔）に対し、立入検査を実施しました。
- (2) その結果、同社において平成18年7月から平成19年6月にかけて、少なくとも1,510kgの特定牛肉（国産スライス牛肉）の販売時に、個体識別番号の表示を行っていなかったことが確認されました。
- (3) また、同社において、法に基づき義務付けられている帳簿に不備があることが確認されました。

2 措置

ミートホープ株式会社が行った上記1の（2）の行為は、法第15条第1項（別添1参照）の個体識別番号の表示義務に違反することから、農林水産省は、同社に対し法第18条第2項の規定に基づく勧告（別添2参照）を行いました。また、上記1の（3）の帳簿の不備についても文書による指導（別添3参照）を行いました。

参考：ミートホープ株式会社の概要

問い合わせ先

消費・安全局 畜水産安全管理課

担当：瀧本、室野

電話：03-3502-8111（内線4536）

03-6744-2104（夜間直通）

当資料のホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
(平成15年法律第72号) (抜粋)

(販売業者による個体識別番号の表示等)

第15条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。

- 一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。
- 二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号（個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。）を表示することができる。

4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

(帳簿の備付け等)

第17条 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿（磁気ディスクをもって調整するものを含む。以下同じ。）を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(勧告及び命令)

第18条 農林水産大臣は、と畜者が第14条第1項又は第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、販売業者が第15条第1項、第2項又は第4項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

第3項及び第4項（略）

写

農林水産省指令 19北農第1191号

ミートホープ株式会社
代表取締役 田中 稔 殿

平成19年3月8日、5月23日及び6月22日から24日までに、農林水産省北海道農政事務所がミートホープ株式会社（本社：苫小牧市入船町三丁目3番23号）に対し立入検査を実施した。その結果、貴社において、特定牛肉に個体識別番号の表示をせずに販売していることが確認された。このことは「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する個体識別番号の表示義務に違反するものであることから、法第18条第2項の規定に基づき下記のとおり勧告する。

記

- 1 貴社が現在保持している特定牛肉について、直ちに個体識別番号の表示の点検を行い、不適正な表示の商品が発見された場合には、適正な表示に訂正した上で販売すること。
- 2 貴社が販売していた牛肉の一部に、個体識別番号の表示が行われていなかった主な原因として、貴社における牛トレーサビリティ制度に対する認識及び法令遵守に対する意識の欠如、不適正表示を防止するためのチェック体制及び商品管理システムの不備が考えられることから、これらの事項を検討し、原因の究明及び分析を実施すること。
- 3 2の結果を踏まえ、貴社における個体識別番号の表示に関する責任の所在を明確にするとともに、確実なチェックが可能な管理体制及び商品管理システムの整備等再発防止対策を実施すること。
- 4 貴社の全役員及び全従業員に対して、牛トレーサビリティ制度について周知するとともに、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について報告書を作成し、平成19年10月9日までに農林水産大臣あて提出すること。

平成19年9月7日

農林水産大臣 若林 正俊

写

19北農第1192号
平成19年9月7日

ミートホープ株式会社
代表取締役 田中 稔 殿

農林水産省北海道農政事務所長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく帳簿の不備に対する措置について（指導）

平成19年3月8日、5月23日及び6月22日から24日までに、農林水産省北海道農政事務所がミートホープ株式会社（本社：苫小牧市入船町三丁目3番23号）に対し立入検査を実施した。その結果、貴社において、特定牛肉を販売しているにもかかわらず帳簿に個体識別番号の記録を行っておらず、帳簿の不備が確認された。このことは「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）第17条に抵触する行為である。

今後、このような事態を引き起こすことがないよう、下記の事項に留意し改善されたい。

記

- 1 貴社で保存されている帳簿について、必要項目が記載されているか点検を行い、記載漏れ等不備がある場合は適正に記載し保存すること。
- 2 貴社が販売帳簿に個体識別番号の記載を行っていないかった主な原因として、貴社における牛トレーサビリティ制度に対する認識及び法令遵守に対する意識の欠如、チェック体制及び商品管理システムの不備が考えられることから、これらの事項を検討し原因の究明及び分析を実施すること。
- 3 2の結果を踏まえ、貴社における帳簿の備付けに関する責任の所在を明確にするとともに、確実なチェックが可能な管理体制及び商品管理システムの整備等再発防止対策を実施すること。
- 4 貴社の全役員及び全従業員に対して、牛トレーサビリティ制度について周知するとともに、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について報告書を作成し、平成19年10月9日までに北海道農政事務所長あて提出すること。

(参考)

ミートホープ株式会社の概要

本社所在地	北海道苫小牧市入船町三丁目3番23号
代表取締役	田中 稔
設立	昭和51年6月8日
資本金	1,500万円
事業内容	畜産食肉卸売業 魚肉卸売業

ミートホープ牛挽肉を使用した一般消費者向け商品
の表示責任者に対する措置

措置		
表示と内容物の食い違いが確認された 7社	自己申告なし 3社	指導文書 (すべての冷凍食品の表示の点検、品質管理体制の整備等再発防止対策の実施) 改善報告を求める (うち県域業者1)
	自己申告あり 4社	指導文書 (原材料の確認体制の点検)
表示と内容物の食い違いが確認されなかつた 12社	自己申告なし 9社	啓発文書 (原材料確認の徹底、法律違反に関する自己申告の速やかな実施) (うち県域業者2)
	自己申告あり 3社	啓発文書 (原材料確認の徹底)

※ 県域業者3社については、文書を発出するよう当該都道府県に要請した。

消費者等への迅速な情報提供体制の構築

不適正な表示がなされた商品の所在を迅速に確認し、JAS法上の必要な調査等を行うため、JAS法担当部局への報告の製造業者等によるJAS法上の疑義案件に際するため、消費者への情報提供を充実する。また、消費者への情報を、消費者に提供する。[平成19年10月10日から実施]

①不適正表示の発見

②自主申告

③JAS法の調査に迅速に着手
④表示の早期是正

表示ミス発見！

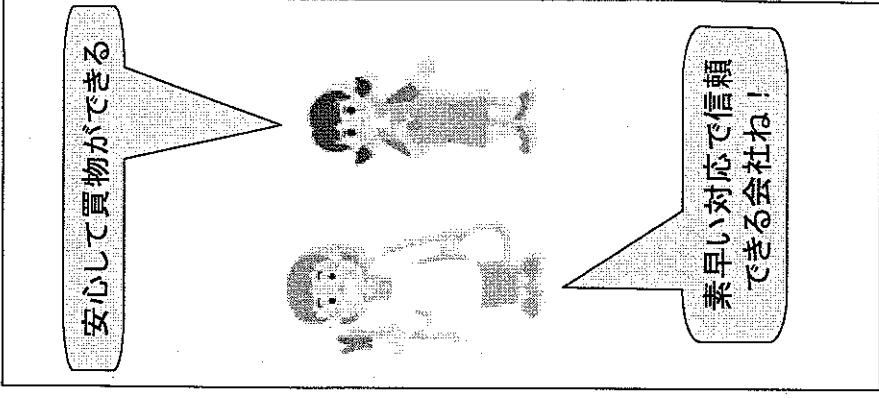
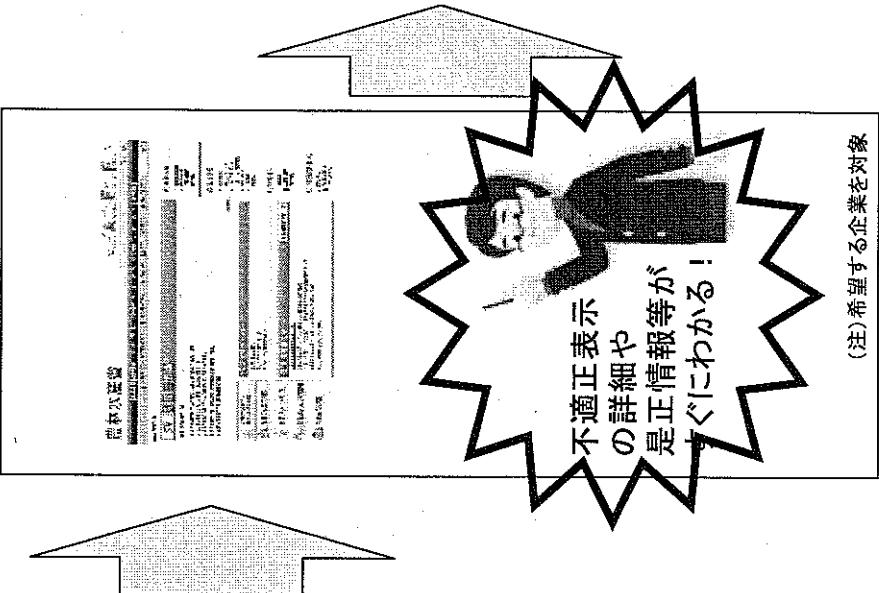
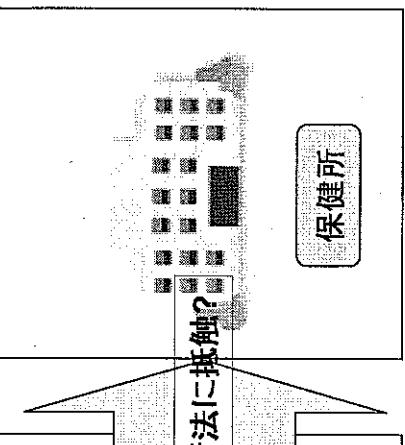
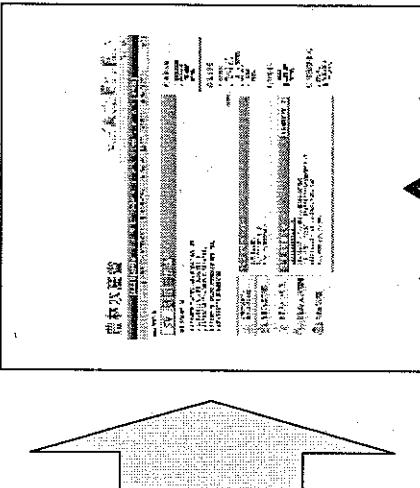
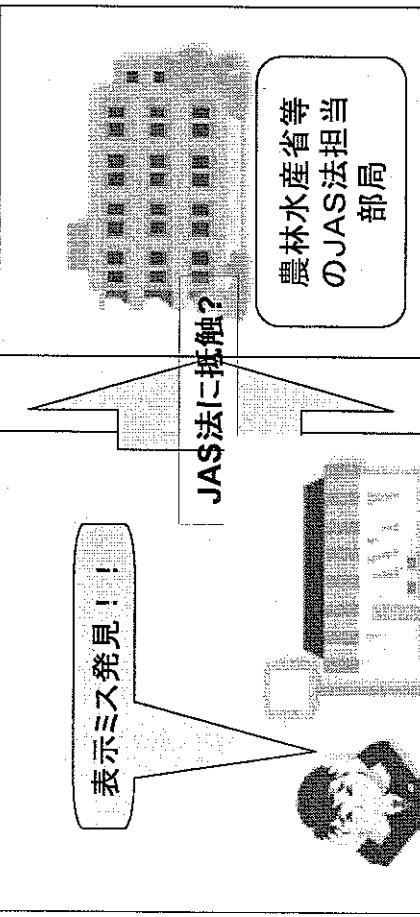
JAS法に抵触？

農林水産省等
のJAS法担当
部局

食品事業者

食衛法に抵触？

保健所



関係団体あて

農林水産省消費・安全局長

JAS法違反又はJAS法違反のおそれのある商品についての農林水産省等への自主的な申出の徹底について（通知）

今般、食肉卸売業者に端を発し、品質表示の原材料名欄に表示の欠落がある商品が広汎・多岐にわたって流通する事案が発生いたしました。

このような商品が、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の13第1項に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第4条第1項第2号の規定に違反するものであることはいうまでもありません。

消費者の食品表示に対する信頼を確保するためには、製造業者等が品質管理を徹底することはもとよりですが、不適正な表示の商品が発生した場合に、これを迅速に是正することが重要です。

このためには、JAS法違反の事実又はJAS法違反のおそれがある表示について、製造業者等が認識した場合には、農林水産省等のJAS法担当部局（別添参照（略））に速やかに申出をしていただく必要があります（別紙様式（略））。

また、申出を行った製造業者等が希望する場合には、申出のあった事項を農林水産省のホームページに掲載し、消費者への迅速な情報提供を行うこととしています（平成19年10月10日より受付開始）。

なお、この情報提供は、JAS法に違反した業者名等の「指示及び公表の指針」（平成14年6月制定）に基づく公表とは異なり、消費者への情報提供を目的とするものであり、賞味期限の印字ミスなどについての情報も掲載することが可能です。

貴団体におかれましては、食品に対する消費者の信頼を確保する観点から、会員の団体及び食品製造事業者等に対し、上記について周知していただきますよう、お願ひいたします。